

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）谷口幸博（委員長），生熊正子，迫田博幸，中村留美，西誠子，花岡正浩，真殿美樹，六車ゆき子，森岡正芳，森田尚人，山口温子，山田直子，渡辺昭義

（敬称略）

（オブザーバー）播磨俊和，荒金博之，小橋正宣，桑島一嘉

（庶務）新津隆弘，小林幹典，八木章司

（説明者）齊藤学，布柴孝男，深計之，大西千流

4 議事

(1) 神戸家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

(3) 成年後見制度について

ア DVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」視聴

イ 事件の推移についての説明（別紙第1のとおり）

ウ 事件の処理体制についての説明（別紙第2のとおり）

(4) 意見交換

別紙第3のとおり

(5) 裁判所からの報告

「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告及び「平成23年度憲法週間行事」の開催結果報告

(6) 次回の神戸家庭裁判所委員会開催日時

平成24年2月6日（月）午後1時30分

(7) 次回のテーマ

面会交流について

(別紙第1)

1 申立件数

平成18年の全国における後見開始の申立件数は、障害者自立支援法が成立したことから28,887件と大幅に増加した。平成19年の全国における後見開始の申立件数は、21,151件であったが、平成19年以降、後見開始の申立件数は一貫して増加しており、平成22年の全国における後見開始の申立件数は24,905件となっている。

2 終局区分

成年後見関係事件全体の約92.7パーセントが認容で終了している。

3 審理期間

成年後見関係事件全体の約75.1%が2か月以内に終了している。

4 申立人

本人の子が最も多く全体の約37.1%を占め、次いで本人のその他親族が約14.8%となっている。市区町村長が申し立てたものは全体の約10.3%となっている。なお、神戸家裁管内の市区町村長の申立件数は128件と全国的に見ても多い。

5 本人の男女比や年齢

本人の男女別の割合は、男性が約40%、女性が約60%である。本人が、65歳以上の者は、男性では男性全体の約63.5%を、女性では女性全体の約85.3%を占めている。

6 申立ての動機

財産管理処分が最も多い。

7 鑑定

鑑定に要する期間については、1か月以内が全体の約53.8%、1か月を超え2か月以内が全体の約34.5%で全体の約88.3%が2か月以内に終了している。費用については、全体の約98.8%が10万円以下である。

8 成年後見人等

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約41.4%である。

(別紙第2)

1 後見センターの設立

平成23年4月から、後見事務全般について、後見センターで集中して行うこととなった。

2 後見開始等の申立ての手続き及び監督について

(1) 手続案内

原則、予約制である。

(2) 即日事情聴取

ア 導入

当庁では、増加する後見開始事件等に対応するために、平成19年12月から申立当日に申立人及び成年後見人等候補者から事情聴取を行う「即日事情聴取」を行い、迅速処理を図っている。

イ 実情

申立人に「申立セット」を交付し、必要書類等の準備をお願いしている。「申立セット」は当庁ホームページからもダウンロードすることが可能である。

申立ての準備ができ次第、即日事情聴取日時の予約をしてもらう。後見開始については、申立人及び後見人等候補者に来庁してもらう。保佐開始及び補助開始については、代理権付与等に関する本人の同意の有無を確認する必要があるため、できるだけ本人の同行もお願いしている。

ウ 効果

当庁の審理期間は、早いものだと数日で開始決定に至るものもあり、本人の鑑定が不要な場合の平均審理期間を1か月余りに短縮できている。しかし、書類の不備や本人の能力と申立ての類型にずれなどがあると、資料追完、補充調査、鑑定の実施などが必要となり、審理期間は1～2か月程度、加算されることになる。

(3) 鑑定

本人の能力判定には、主治医等が作成する診断書が重要な資料となっており、他に「本人に関する照会書」も参考にしている。診断書の精度は上がっ

ており、鑑定を経るまでもなく、開始決定に至る事例は増えている。しかし、申立人等以外の親族が後見等開始に反対している場合など、鑑定に拠らなければ本人の能力の判断が困難な場合には、鑑定を実施している。

鑑定作業全体の時間短縮及び迅速な鑑定医の確保を図るため、申立時に、診断医の鑑定受諾意思の有無、鑑定料及び鑑定期間を照会する書面の提出をお願いしている。また、即日事情聴取時に鑑定を要すると判断できる場合には即座に鑑定料を予納してもらえるように、即日事情聴取時に鑑定料の準備もお願いしている。

なお、主治医や診断医が鑑定を受諾しない場合や、親族間に紛争がある場合には、大学病院の医師等に鑑定をお願いしており、鑑定医の確保には現在のところ、支障は出ていない。

(4) 審判

調査官の調査結果等を考慮して、審判をする。成年後見人等は成年後見人等就任後1か月以内に、財産目録及び収支目録を提出してもらう。

(5) 監督

裁判所から報告を求める書面を送付している。後見人から提出された報告書を元に、後見事務の適否を確認して、不備等があれば、調査、調査嘱託及び審問等を実施して、後見事務を是正する。また、必要に応じて、後見人の交替（辞任許可や解任をして他の後見人を選任する。）、後見監督人の選任等の措置を行っている。

(別紙第3)

意見交換

※(委員長は●, 委員は○, 説明者は□で表示する。)

- 後見制度は、身近な問題であり、どんな家族にも起こりうる問題だということがよく分かりました。先程、本人が意思表示できないにもかかわらず、本人の意思を確認するという説明があり、矛盾しているように感じました。本人の意思はどのように確認するのでしょうか。
- 確かに、後見開始の場合は、本人の意思確認はできない場合が多いです。しかし、保佐、補助の手续が必要とされる方については、コミュニケーションを取れる方が多いので、例えば、保佐人、補助人に与える権利について、本人がどういう意向を持っているかを確認します。本人に説明する際には、本人が理解しやすいように易しく、かみくだいて説明するように注意しています。
- なぜ、市区町村長が後見開始の申立てをすることができるのですか。
- 地域包括支援センター等が窓口となって、例えば、後見開始の申立てが必要な方であるにも関わらず、後見開始の申立てをすることができる親族がない場合などに、市区町村長が後見開始の申立てをしているようです。
- 任意後見制度の手续は、パンフレット「成年後見制度一詳しく知っていただくために一」の4ページにあるように、申立て、審問・調査・鑑定、審判の流れになるのですか。また、家庭裁判所が、審問、調査の結果、後見人候補者を後見人に選ばないこともあるのですか。
- 任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、あらかじめ自分が選んだ任意後見人に、自分の生活について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。任意後見契約を発効させるためには、裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行い、任意後見監督人を選任する必要があります。したがって、パンフレット「成年後見制度一詳しく知っていただくために一」の4ページの成年後見制度を利用するための申立ての一般的な手続の流れとは異なります。
- 平成19年から始まった即日処理体制を導入する前の審理期間は、どの程度だったのですか。

- 即日処理体制が導入される前は、早くても3か月程度の審理期間があったと聞いています。
- 神戸家庭裁判所管内の後見開始等の申立件数は何件ですか。
- 神戸家庭裁判所管内の後見開始、保佐開始及び補助開始の申立件数は、平成18年は1,727件、平成19年は1,381件、平成20年は1,459件、平成21年は1,571件です。
- 何となく成年後見制度を利用しようとしている方に対し、例えば、後見制度が良いですよ、保佐制度が良いですよ、といったようなきめ細かなサービスや体制はあるのですか。
- 後見開始等の申立てをする際には、医師の診断書を提出していただく必要があります。申立人には、その診断書を目安にして、後見開始、保佐開始、補助開始の申立てをするように説明しています。ただし、最終的に後見になるのか、保佐になるのか、補助になるのかは、裁判所が判断することになります。
- 今後、成年後見制度を必要とする人が増えていった場合、裁判所は対応できるのですか。また、それに向けた対応策は検討しているのですか。
- 今後、成年後見制度の利用増加が見込まれるため、自治体では市民後見人の養成に取り組んでいるように聞いています。また、裁判所としても市民後見人の養成講座に職員を講師として派遣しています。
- 後見人等が横領した件数及び不正を防止するための対策を教えてください。
- 神戸家庭裁判所管内で、後見人等が不正行為を行った事案が数件あると聞いています。不正行為を防ぐためには、例えば、後見事務として、保険金を受け取る事務があれば、保険金を受け取る時期に後見人に対して、報告を依頼しています。また、報告の中で、不自然な金の流れがあれば、調査官による調査や家事審判官による審問を行って、説明を求めます。場合によっては、後見人の辞任、解任の手続をとることもあります。
- 親族の後見人が多くなっているのであれば、それをビジネスに転換できないのですか。ビジネスにできれば、不正行為は少なくなるのではないのでしょうか。
- 成年後見制度は本人を支援していく制度ですので、本人の近くで支援するこ

とができる個人が成年後見人を引き受け、本人を支援していくのが望ましいと思います。しかし、後見人を引き受けても全く報酬が出ない場合など、法人で成年後見人を引き受けなければならない場合もあります。現在、このような方を支援するために行政や社会福祉協議会が各地に権利擁護センターを立ち上げようとしています。NPO法人の中には、例えば、遺言書で財産を全額寄付しなければ支援しないといった団体もあり、成年後見制度とビジネスがどうつながっていくのか、非常に難しい部分があると考えています。やはり、地域の届く範囲で権利擁護の団体が後見人をしていくのが望ましいと考えています。

- 禁治産制度から成年後見制度に代わり、制度が使いやすくなっているようです。ただ、問題は、本人の周りの人が、成年後見制度を利用しないまま、本人の財産を管理している場合があるということです。

成年後見制度をビジネスとして活用できるかという点ですが、本人の財産管理は必要だが、後見人の報酬まで支払うことが難しい場合もあります。成年後見制度は、後見人になって、お金を儲けるというよりは、むしろ地道に財産を管理していくことが主眼となるので、ビジネスには合わないかもしれません。

- 保佐開始及び補助開始の申立てよりも後見開始の申立件数が圧倒的に多いことに驚きました。このことは、後見開始の状態まで成年後見制度を利用しない方が多いということであり、まだ制度が周知されていない証拠ではないかと思えます。保佐開始の審判及び補助開始の審判を受けた方が後見の状態まで進んだ場合、成年後見制度では、介護認定の見直しのような制度があるのですか。また、例えば、本人の年金などが本人のためではなく、家族のために使われている場合、本人の家族が成年後見制度を申し立てる可能性は少ないと思います。その場合、誰かが後見を申し立てることができる制度はあるのですか。

- 伊丹市では、4月1日から福祉権利擁護センターができました。同センターでは、成年後見制度を利用しにくい方について、親族の方がいなければ、市町村長による申立てにつなげ、親族の方がいれば、親族の方をお願いして後見開始等の申立てをしてもらいます。阪神地域では、行政の主導により同様の機関が立ち上がり始めています。

- 成年後見制度の周知及び関係機関との連携について、現在の家庭裁判所の

取り組みは怎么样了なっていますか。

- 関係機関と定期的にミーティングを行い、事務改善を図っています。また、自治体等が主催する市民後見人養成講座に、裁判所職員を講師として派遣しています。
- 家庭裁判所はどの点に力を入れて、成年後見制度の広報を行えばよいでしょうか。
- 総務省が発表したデータによると、今後、独居老人が多くなります。それに伴って、成年後見制度の社会的な役割が強まってくるのではないかと考えています。東日本大震災後、震災孤独死の問題がクローズアップされており、このような状況の中、ソーシャルメディア、例えば、ツイッターやフェイスブックを使ったつながりを作る動きが各地で見られています。特に、フェイスブックでは本名と社会的地位を明らかにした上でのつながりですので、フェイスブックを使って、成年後見制度をPRしていく方法もあると思います。
- 法定後見制度は、周りの人が本人の能力を判断して、手続が始まるのに対し、任意後見制度は受け入れやすいものだと思います。任意後見制度をアピールして、任意後見制度の利用者が増えれば、成年後見制度の手続も入りやすくなると思います。
- 以上をもって、意見交換を終わらせていただきます。貴重な御意見等をいただき、どうもありがとうございました。